

東広島市農業委員会令和8年6月 臨時総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月1日（月） 13時10分から14時38分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	山 崎 拓 人	2	高 尾 昭 臣	3	高 木 昭 夫
4	長 ・ 毅	5	古 本 啓 之	6	橘 川 一 則
7	住 井 正 美	9	森 下 美 冬	10	森 桶 茂 和
11	村 上 義 則	12	榎 龍 志	13	土 井 浩 文
14	脇 坂 俊 之	15	在 間 輝 昭	16	大 月 靖 規
17	久 保 伸 司	18	高 橋 久 雄	19	尾 原 恵 美
20	腰 本 直 治	21	兒 玉 康 裕	22	杉 本 源 藏
23	仲 伏 英 雄	24	財 満 俊 子		

- 4 欠席委員 1名

番号	氏 名
8	古 川 みどり

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 1番 山 崎 拓 人 委員 2番 高 尾 昭 臣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 産業部長あいさつ
- (3) 職員紹介
- (4) 会長の互選
- (5) 議席の決定
- (6) 議事録署名者指名
- (7) 会期の決定
- (8) 会長職務代理者の互選

- (9) 議案審議（農地利用最適化推進委員の委嘱について）
- (10) 各委員の担当地域について
- (11) その他
- (12) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係長	今 岡 健
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏
一般事務員	井 上 喜 子
事務補助員	中 原 明
事務補助員	山 本 加奈子

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部長	森 島 裕
（産業部農林水産課）	
課長	鴨 下 政 之
課長補佐兼担い手支援係長	前 田 貴 志
担い手支援係主任	近 藤 久美子
担い手支援係主任	酒 井 秀 宜

木 村 局 長	それでは、ただいまから改選後初めての総会を開催いたします。 委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条の1項の規定に基づき、東広島市長が招集することとなっております。したがって、このたび市長からご案内申し上げたものでございます。 私は進行を務めさせていただきます農業委員会事務局長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会に当たりまして、産業部長の森島がご挨拶申し上げます。
森 島 産 業 部 長	ただいまご紹介いただきました産業部長の森島でございます。農業委員会初総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。 皆様方には平素から地域農業の振興と農業者への支援にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。 昨今の農業をめぐる情勢は、全国的に農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を抱えており、農地の集積、集約化は喫緊の課題でございます。本市におきましては、令和6年度末に地域計画を策定し、農地の将来像と地域農業の方向性を示したところでございます。今後は、この計画をより実効性の高いものとするため、地域の実情や新たな課題を踏まえたブラッシュアップを進めていく必要があると考えております。その過程におきまして、皆様の現場感覚に基づくご意見やご提案は極めて重要な役割を果たすものというふうに考えております。 農業委員の皆様には、これまで培われてきた豊富な知識や経験を生かし、推進委員と密接に連携しながら、地域の代表として地域計画の実践と改善に主体的に関わっていただき、農地利用の最適化に向けた取組を力強く前進させていただきたいと思っております。 農業委員会の今後のますますの発展と、皆様のさらなるご活躍を心より祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

木 村 局 長	それでは、本日出席しております職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。
森島産業部長	それでは、自己紹介させていただきます。 ただいま挨拶をさせていただきました、産業部長の森島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
鴨 下 課 長	続きまして、産業部農林水産課課長の鴨下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
前田課長補佐	本年度より農林水産課に配属になりました、農林水産課の前田と申します。よろしくお願いいたします。
酒 井 主 任	同じく農林水産課の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
近 藤 主 任	同じく今年度より農林水産課に配属になりました近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
木 村 局 長	ありがとうございました。 それでは、ここで産業部長、農林水産課職員につきましては退席をさせていただきます。
	< 森島部長、鴨下農林水産課長、前田課長補佐、酒井主任、近藤主任、退室 >
木 村 局 長	それでは続きまして、農業委員会事務局の職員の紹介をさせていただきます。 改めまして農業委員会事務局長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
松下局長補佐	局長補佐兼農地係長の松下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
今 岡 係 長	農地保全係長の今岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
合 原 主 査	農地保全係の合原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
小 田 主 査	農地係の小田と申します。よろしくお願いいたします。
豊 田 主 査	同じく農地係の豊田と申します。よろしくお願いいたします。
井上一般事務員	一般事務員の井上と申します。よろしくお願いいたします。
中原事務補助員	事務補助員の中原といいます。よろしくお願いいたします。
山本事務補助員	事務補助員の山本です。よろしくお願いいたします。
木 村 局 長	事務局職員につきましては以上でございます。 それでは、本日の配席表をお手元に配付させていただいておりますが、今日は仮議席順に着席をお願いしております。この仮議席は、2月の市議会の任命同意案の順とさせていただいておりますので、ご了承のほどお願いいたします。 なお、改選後初めての総会でございますので、本来でしたら委員の皆様にも自己紹介をお願いするところではございますが、お時間の都合上、お配りしております配席表にて自己紹介に代えさせていただきたいと思います。ご了承いただければと思います。 次に、本日の資料を確認させていただきます。 まず、封筒の上に辞令書を置かせていただいております。 次に、配付物一覧表、2番目に初総会の次第、3番目に令和8年度初総会議案、4番目に初総会資料、こちらのほう資料1から5ございます。ほかに連絡先等についてということで1枚物をお配りさせていただいております。 以上でございますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
木 村 局 長	それでは、これより着座にて進行をさせていただきます。 それでは、次第4、会長の互選のほうに入ります。 東広島市農業委員会会議規則第6条第1項の規定で、委員を任命した後、最初の総会における会長の互選は、出席委員中の最年長者を仮議長として行うこととなっております。したがって、仮議席番号1番腰本委員に仮議長をお願いしたいと思います。 それでは、腰本委員、仮議長席に着き、進行をお願いいたします。
仮 議 長	それでは、東広島市農業委員会互選規程第5条第1項第1号の規定で、会長の互選は仮議長が行うとありますので、私腰本が互選管理人となり、会長の互選会を執行させていただきます。

仮 議 長	できます。 このような会議に不慣れでございますので、議事の円滑な進行にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。 互選会は、東広島市農業委員会互選規程第4条の規定で、委員の3分の2以上の出席により成立することになっております。したがいまして、現在在任数24名のうち23人出席されており、3分の2の16人以上の出席のため会議は成立しております。 なお、東広島市農業委員会互選規程第5条第2項の規定で、互選管理人はその事務を補助執行させるため、互選管理事務補助者を事務局員の中から指名することができることになっております。 互選管理事務補助者に、農業委員会木村事務局長、松下局長補佐兼農地係長、今岡農地保全係長、合原主査の4名を指名いたします。 次に、互選の方法でございますが、東広島市農業委員会互選規程第7条の規定に基づく投票による方法と、第15条の規定に基づく指名推選による方法がありますので、互選管理事務補助者により説明させていただきます。
今 岡 係 長	では、まず指名推選による互選について説明をいたします。 東広島市農業委員会互選規程第15条の第1項の規定により、互選会に出席した互選資格者の中に異議がないときは、投票によらず指名推選の方法によることができます。また、第15条の第2項により、出席した互選資格者全員の同意があった者をもって当選人となると規定されております。したがいまして、どなたかからの推薦がありましたら、その被推薦人に対し、委員の皆様にご当選人と定めるかどうかを諮っていただき、全員の同意が得られれば当選人と定めることとなります。 続いて、投票による互選規定について説明をいたします。 互選規程第7条の規定により、無記名の投票により行い、委員1人につき1票とします。また、次の投票については互選規程第8条の規定により無効となります。 1、所定の投票用紙を用いないもの、2、互選される者の氏名を自書しないもの、3、互選される者の氏名のほか、ほかのことを記載したもの、4、委員でない者の氏名を記載したもの、5、1票の中に2人以上の氏名を記載したもの、6、どの委員を記載したかを確認できないもの、以上の投票については無効となりますので、よろしくお願いいたします。 投票の方法でございますが、自席にて会長立候補者の氏名を1名記入し、投票をお願いいたします。なお、互選規程第12条により、立会人を2人以上指名することとなりますが、立会人につきましては、仮議席番号の若い委員さんと最後の委員さんをお願いすることとしております。 次に、投票の順番ですが、まず立会人である仮議席番号の若い委員さんが一番最初に投票いただき、2番目に互選管理人である仮議長さん、3番目以降は仮議席の順番に投票をお願いいたします。その際、仮議席番号の若い委員さんは、まず自分が投票した後立会していただくこととし、仮議席番号が最後の委員さんは、立会していただいた後に一番最後に投票していただくこととなります。 次に、開票についてですが、互選規程第13条の規定により、投票終了後速やかに開票し、投票の調査、点検を行い、得票数を計算して当選人を決定いたします。 なお、当選人の決定につきましては、互選規程第14条第1項の規定により、有効投票の最多数を得た方とします。また、得票数が同数の場合には、互選規程第14条第2項の規定により、互選管理人がくじにより当選人を決定いたします。立会人におかれましては、互選管理人とともに開票作業の確認をお願いいたします。 説明は以上です。
木 村 局 長	それでは、私からは会長の互選が投票になった場合の補足説明をさせていただきます。 会長の互選が投票になった場合、互選規程では投票の前に立候補者を募ることは明示されておきませんが、今回委員の皆様は初めての顔合わせとなり、それぞれがどういった経歴の方なのか、農業に対してどういった考えをお持ちなのか分からないこともあり、どなたに投票すべきか分からないと思われます。また、意欲のある方に会長職をやっていたく必要もあらうと思います。したがいまして、投票の前に、立候補される方に所信表明

木 村 局 長	をいただき、立候補者の中から選択していただく方法を取らせていただきたいと思いますと考えておりますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
木 村 局 長	ありがとうございます。 それでは、立候補される方が複数いらっしゃる場合には、投票による決定といたします。また、立候補される方がお一人しかいらっしゃらない場合には、所信表明をいただいた後に無投票による決定とさせていただきます。 私からの説明は以上でございます。
仮 議 長	ありがとうございます。 ただいま互選の方法について互選管理補助者より説明がありましたが、指名推選と投票のどちらの方法にするか、委員の皆様にお諮りいたします。 ご意見がありましたらお願いいたします。
住 井 委 員	早く手を上げてください。
高 木 委 員	投票をお願いします。
仮 議 長	ただいま投票による互選という意見がありました。 東広島市農業委員会互選規程第15条の指名推選の方法は、全員の異議がない場合のみのため、会長互選は投票による互選といたします。 それでは、まず立候補される委員を把握したいと思います。 立候補される委員は、挙手をして立候補の表明をお願いいたします。
	< 杉本委員、高木委員挙手 >
仮 議 長	立候補は2名ということでよろしいですか。 その他、立候補者される方はおられますか。
	< なし >
仮 議 長	おられないようです。 それでは、立候補者から所信表明をお願いいたします。 なお、公正を期すため、一人3分程度でお願いいたします。 まず、仮番号5番の杉本委員から立候補表明をお願いいたします。
杉 本 委 員	失礼します。このたび、農業委員会会長という重責ある役職に立候補させていただきました杉本でございます。 まず初めに、これまでの委員会運営において、様々な面で必ずしも十分とは言えない点、また結果として関係者の皆様にご心配やご迷惑をおかけした点があったことについて真摯に受け止めております。過去の経験をしっかりと見つめ直し、その教訓を今後の委員会運営に活かしていくことが私の責務であると強く感じております。 現在、農業を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化、耕作放棄地等の拡大など、多くの課題に直面しております。このような状況の中で、農業委員会の役割はこれまで以上に重要となっております。 私は、これからの委員会は、経験ある委員の知見と新しく就任された委員の柔軟な発想を融合させ、より開かれた、そして信頼できる組織へと進化させていく必要があると考えております。そのため、一人一人の意見に耳を傾け、互いに尊重し合いながらチームとして課題解決に取り組んでまいります。また、透明性の高い運営を心がけ、地域の農業者の皆さんの声をしっかりと聞き、その声を具体的な取り組みとして形にしていまいります。 私は、過去の経験を礎として、新たな気持ちで委員の皆様と力を合わせて地域農業の発展と飛躍に全力で取り組む覚悟でございます。 以上、私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
仮 議 長	ありがとうございました。 続きまして、仮番号9番の高木委員、よろしくお願いいたします。
高 木 委 員	9番高木です。私は、志和町の半分のエリアを担当させていただいております高木昭夫と申します。このたびの農業委員会会長選挙に立候補させていただきます。もとより浅学非才でございますが、これまでの市議会議員、また県議会議員、そしてまた24年間の土地改良区理事長などの経験を生かし、全力で職責を果たしてまいります所存でございます。

高 木 委 員	我々農業委員は、農業委員会等に関する法律により立場を与えられています。その農業委員会等に関する法律第1条目的に、この法律は農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の規定などについて定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とするとあります。 私は、東広島市農業委員会は、法の目的である農業の健全な発展に寄与する組織でなければならないと思っています。もし会長に選任いただくことができましたら、委員会法に定める目的を達成するため、また先ほど市長からもありましたが、農業都市としての機能を果たしてまいるためにも、次の4つのことについて実行してまいります。 1つ目として、今東広島市では、●●にあります●●に伴い、●●を中心として不動産バブルの状況にあると言っても過言ではありません。もちろん、東広島市が活性化し発展することは歓迎すべきことではありますが、無秩序な開発であってはなりません。ここ最近、この事業に関連して農業振興地域である●●を中心に農地の一時転用申請が数多く出されています。幾ら国が推進する事業とはいえ、審査に当たっては秩序ある開発となるよう慎重にも慎重を期し、営農に支障を来さない形を求め、最善の努力をしてまいる所存でございます。 2つ目に、農業委員会は市長部局の下請ではなく、独立した行政機関であることをしっかりと認識し、行政事務を進めなければなりません。しかしながら、この3年間、農業委員会事務局の対応を見てまいりますと、市長部局に対しての態度が弱腰に見えたのは私だけではないと思います。是は是、非は非とはっきりと物が言えるよう、事務局員の意識改革を図ってまいりたいと思っています。 3つ目に、今、国でも問題になっている営農型太陽光発電について、厳しく対応していかなければなりません。私の担当区域にも、3年前に許可された案件がございますが、一度も作付されず、草ぼうぼうの状態でございます。改善命令を行い、従わなければ発電施設の撤去を勧告するなど、非常に厳しく対応する必要があると考えております。あわせて、電力事業者に対し、違法施設で発電された電力の買取りを停止するよう協力を求めてまいります。 4つ目に、我が農業委員会が一度許可した農地の一時転用による農地改良を目的とした●●の違法性を追及する義務と責任が我々にはあります。1つ目で申し上げましたマイクロンの敷地拡張による建設残土が毎日毎日、朝から晩まで四、五十台の大型ダンプカーにより、この処分場に土砂が運び込まれています。私が確認しただけでも、●●はもちろん●●、●●、●●、●●ナンバーのダンプカーがいます。誰が見ても農地改良ではなく、正真正銘の残土処分場であります。 私がこれまで度々指摘したように、この施設はのり面勾配が法定の勾配を大きく超えています。また、のり枠の未設置や水路の管理不足など、大雨災害に対する施設対策が全くなされていません。まさに異常な状態であります。こんなことが法治国家である我が国で許されるはずがありません。私は、法と秩序を守るため、そして何より地域の皆様方の命と暮らしを守るために徹底的に闘うつもりでおります。そのためには、一委員ではなかなか太刀打ちできません。何とぞ会長の職を与えていただき、共に闘っていただきたいと思います。 今から5年前に発生した、28名もの貴い命が一瞬にして失われた●●のような土砂災害を絶対に起こさないため、全力で努めてまいります。皆様方の温かいご支持、ご支援をお願いし、少し長くなりましたが立候補のご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いをいたします。
仮 議 長	ありがとうございます。 まず、投票に先立ちまして、互選規程第12条により2名以上の立会人を指名することになっております。したがって、仮議席番号2番の長原委員、24番の尾原委員を推薦したいと思います。よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
仮 議 長	異議なしですね。 ただいまから投票による互選を開始いたします。 互選管理事務補助者は投票の準備をしてください。

仮 議 長	なお、各委員さんは、これより投票及び開票が終了するまで、この部屋から外に出ないようお願いいたします。 事務補助者は出入口の施錠をお願いいたします。 投票箱の確認をお願いいたします。
	< 投票箱を立会人に確認してもらう >
仮 議 長	投票箱の確認が終わりましたら、互選管理補助者は投票準備をお願いいたします。
	< 投票準備 >
仮 議 長	それでは、投票準備ができたようですので、投票の仕方を互選管理事務補助者から説明してください。
今 岡 係 長	それでは、投票の方法について説明をいたします。 互選は、無記名の投票により行い、委員 1 人につき 1 票とします。 また、先ほども申し上げましたが、所定の投票用紙を用いないもの、互選される者の氏名を自署しないもの、互選される者の氏名のほか、ほかのことを記載したもの、委員でない者の氏名を記載したもの、1 票の中に 2 人以上の氏名を記載したもの、どの委員を記載したのかを確認できないもの、以上の投票については無効となりますので、よろしくお願いいたします。 投票の方法でございますが、自席にて会長立候補者の氏名を 1 名記入し、投票をお願いいたします。 次に、投票の順番ですが、まず立会人である仮議席番号の若い委員さんが一番最初に投票していただき、2 番目に互選管理人である仮議長さん、3 番目以降は仮議席の番号順に投票をお願いいたします。 その際、仮議席番号が若い委員さんは、まず自分が投票した後に自席にて立会していただくこととし、仮議席番号が最後の委員さんは、自席で立会していただいた後に、一番最後に投票していただくことになります。 次に、開票ですが、投票終了後速やかに開票し、投票の調査、点検を行い、得票数を計算して当選人を決定いたします。 なお、当選人の決定は有効投票の最多数を得た方とし、得票数が同数の場合には、互選管理人がくじにより当選人を決定します。立会人におかれましては、互選管理人とともに開票作業の確認をお願いいたします。 説明は以上です。
仮 議 長	ありがとうございました。 説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いいたします。
	< なし >
仮 議 長	ないようでしたら、互選管理事務補助者は投票用紙を配付してください。 配付漏れはありませんか。
	< なし >
仮 議 長	ないようです。 それでは、自席で会長にする者の氏名 1 名記入し、投票をお願いいたします。
	< 自席にて投票用紙記入⇒順次投票 >
仮 議 長	投票は全員お済みになったようですね。
	< 投票終了 >
仮 議 長	これで投票を終了いたします。 互選管理補助者は出入口の開錠を、開票の準備をしてください。 立会人の方は、前方の開票机まで移動をお願いいたします。
	< 開票台で開票 >
仮 議 長	ただいまから投票結果を発表いたします。 出席者数 23 名、投票総数 23 票、うち有効投票 23 票、無効投票 0 票。 得票数は、杉本委員が 9 票、高木委員が 14 票でございます。 したがって、高木委員が当選人と決定いたしました。

仮 議 長	以上、会長互選を終了いたします。 なお、会長が決定しましたので、仮議長並びに互選管理人の任務を終了させていただきます。議事の円滑な進行にご協力をいただきまして大変ありがとうございました。
木 村 局 長	ありがとうございました。 なお、この互選会の記録は、互選規程第19条の規定により、互選会終了後、遅滞なく互選の経過を記載した記録を作成し、互選管理人に署名の上、投票用紙とともに会長に提出しなければならないとありますので、互選会の経過記録を作成し、互選管理人に署名をいただいて会長に提出することといたします。 それでは、高木会長、議長席に着き、ご挨拶をお願いします。
議 長	では、失礼いたします。 ただいま、私、高木昭夫を会長ということでご選任いただきまして誠にありがとうございます。 先ほど言いましたように、今、農業委員会が抱えている課題は非常にたくさんあります。また、国の政策とも絡む問題もあり、非常に厳しい状況だろうというふうに思いますが、全身全霊でこの農業委員会の機能を果たしていくように最善の努力をしてみたいと思いますので、委員の皆様方のご理解とご協力を切にお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。これからもどうぞよろしくお願いをいたします。 ここで議事進行確認のため、暫時休憩をいたします。 再開は14時とさせていただきます。しばらくお待ちください。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	時間となりましたので、再開いたします。 それでは、これから議事の進行につきましては、私のほうで行わせていただきます。 次第の5、議席の決定ですが、これにつきましては東広島市農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の議席は最初の総会においてくじで定めることとなっております。 決定の方法につきましては、事務局より説明をお願いします。
今 岡 係 長	それでは、議席のくじでの決定方法でございますが、まず議席決定のくじを引く順番をくじで決めた後に議席の決定のくじを引いていただく方法、これは2回くじを引く方法になるのですが、こちらと、仮議席順に議席決定のくじを引いていただく方法、1回のみくじを引いていただく方法の2種類がございます。 なお、本議席番号が決まりましても、議長の指示があるまでは現在の仮議席のお席にお座りいただきますようお願いをいたします。 説明は以上です。
議 長	ただいま説明がありましたが、仮議席の順に議席の決定のくじを引いていただく方法を、1回のみくじを引く方法を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	異議なしと認め、それでは1回のくじ引で決めたいと思います。 なお、本日欠席者が1名おられます。欠席者の議席決定も必要ですので、事務局員に代理させてもよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	異議なしと認め、それでは代理者は席に着いてください。 それでは、事務局はくじの方法を説明してください。
今 岡 係 長	それでは、くじの方法について説明をいたします。 こちらの木箱の中に、1番から24番までの番号を記載した紙のくじが入っております。仮議席1番の委員さんから順番に回りますので、箱から紙のくじを1枚引いてください。引かれたくじに氏名記入欄がありますので、ご自分のお名前を記入してください。引かれたくじにご自分のお名前を記入されましたら、事務局が確認に参ります。事務局で整理した後に、皆様の議席番号を発表させていただきます。 以上の手順でございます。よろしくお願いいたします。

議	長	ただいま事務局から説明がありましたが、皆様方から何かご質問、ご意見がございましたらご発言を願います。ございませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、事務局はくじを開始してください。
木 村 局 長		これから仮議席番号 1 番の委員から順番に回らせていただきますので、中に入っているくじを 1 枚引いていただくよう、お願いいたします。
		< 箱を持って順番に回り、くじを引いてもらう >
議	長	くじを引き忘れた方、いらっしゃいませんか。
		< なし >
議	長	それでは、くじが終了しました。 くじの結果はお手元のくじの番号札のとおりです。 続いて、ご自分のお名前を氏名記入欄にご記入ください。
		< 委員～氏名記入 >
議	長	皆さん、ご記入終わっています。 それでは、事務局からくじの結果を発表してください。
今 岡 係 長		それでは、先ほどのくじの順番、議席の順番を発表させていただきます。 1 番、山崎委員、2 番、高尾委員、3 番、高木委員、4 番、長原委員、5 番、古本委員、6 番、橘川委員、7 番、住井委員、8 番、古川委員、9 番、森下委員、10 番、森桶委員、11 番、村上委員、12 番、榎委員、13 番、土井委員、14 番、脇坂委員、15 番、在間委員、16 番、大月委員、17 番、久保委員、18 番、高橋委員、19 番、尾原委員、20 番、腰本委員、21 番、兒玉委員、22 番、杉本委員、23 番、仲伏委員、24 番、財満委員。 以上です。 すみません、ざいま委員はお二人いらっしゃいますので、15 番の在間委員は在間輝昭委員になります。24 番の財満委員は財満俊子委員になります。 失礼いたしました。
議	長	ただいま発表された番号のとおり議席を決定することにご異議ございませんか。
		< 異議なし >
議	長	ご異議なしと認め、議席の決定については、ただいま発表された番号のと通りの議席として決定いたします。 それでは、議席の移動をいたしますので、番号くじと名札を持って移動を始めてください。
		< 各自移動～着席 >
議	長	それでは、次第 6 の議事録署名者を指名いたします。 議席番号 1 番の山崎委員、議席番号 2 番の高尾委員を指名いたします。 次に、次第 7、会期の決定についてお諮りいたします。 会期の日程は、令和 8 年 6 月 1 日の 1 日限りにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
		< 異議なし >
議	長	それでは、会期の日程は令和 8 年 6 月 1 日の 1 日限りといたします。 次に、次第 8、会長職務代理者の互選会に入ります。 互選管理人は、東広島市農業委員会互選規程第 5 条第 1 項第 3 号の規定により、私が互選管理人となり、会長職務代理者の互選会を執行させていただきます。また、互選規程第 5 条第 2 項の規定で、互選管理人はその事務を補佐、執行させるため、互選管理事務補助者を事務局員のうちから指名することができることとなっております。互選管理事務補助者に農業委員会木村事務局長、松下局長補佐兼農地係長、今岡農地保全係長、合原主査の 4 名を指名いたします。 互選の方法については、さきの会長の互選会のときに事務局から説明がありましたので、省略させていただきます。また、互選会は互選規程第 4 条の規定で、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立することとなっております。したがって、現在の在任数 24 人のうち、本日 23 人が出席されておりますので、3 分の 2 の 16 人以上のため成立いたしております。

議 長	ます。 次に、互選の方法についてでございますが、互選規程第7条の規定に基づく投票による方法と、第15条の規定に基づく指名推選による方法があります。どちらの方法にするか、委員の皆様にお諮りいたします。 ご意見がありましたらお願いをいたします。
住 井 委 員	7番住井です。 指名推選でお願いいたします。
議 長	ただいま7番住井委員から指名推選との声がありましたが、互選規程第15条第1項の規定により、出席した委員全員に異議がないとき、指名推選の方法によることができることとなっております。 改めて、委員の皆様にお諮りいたします。 会長職務代理者の互選は、指名推選の方法とすることでよろしいでしょうか。 賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	挙手全員であります。全会一致で異議がないということですので、指名推選による互選といたします。 なお、互選規程第15条第2項の規定により、推薦人の委員さんから被指名推選人の指名を受けた人をもって当選人にすることとなっております。 どなたか推薦される委員はいらっしゃいますでしょうか。
住 井 委 員	7番住井です。 福富の在間さんをお願いいたします。
議 長	ただいま住井委員から職務代理者に在間委員の推薦がありました。 それでは、皆様にお諮りいたします。 住井委員に確認します。在間輝昭さんでよろしいですね。
住 井 委 員	はい、福富の在間委員です。
議 長	ただいま推薦のありました在間輝昭委員を当選人と定めることについてご異議ございませんか。
	< 異議なし >
議 長	異議なしでございますので、在間輝昭委員を当選人と定めることに決定しました。 以上で会長職務代理者の互選会を終了いたします。 なお、会長職務代理者が決定しましたので、互選管理人の任務を終了させていただきます。 議事の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、在間輝昭会長職務代理者様、ご挨拶をお願いします。
在間職務代理者	ただいま会長職務代理者に選任していただきました在間輝昭です。 この間も、●●もそうですし、僕の思いのようにはならなかったのですが、申請が出た分で一時転用というのもあるのですが、一時転用の重さというか、一時転用でやると全体的に法が緩くなるので、開発指導課があまり指導しなくなるような感じがしているのですが、それを逆に言えば農業委員会の責任というのは物すごく重いというふうに思うのです。それを肝に銘じて今後も頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、次第9の議案審議に入ります。 議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。 なお、この選任について、議案は新体制になって初の議案となります。これから事務局に説明を求めますが、その後、質疑の時間を取り、採決を行うこととなります。 それでは、議案の説明を求めます。
今 岡 係 長	それでは、議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご説明させていただきます。 お配りしております議案の1ページをご覧ください。

今 岡 係 長	農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律に基づき、担当区域を定めて農業委員会が委嘱することとなっており、本市では東広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱において、34の地区で59名の委員を募集することとなっております。 議案の2ページをご覧ください。 今回委嘱しようとする農地利用最適化推進委員の候補者名簿でございます。これは、選考委員会、面接審査会による検討を重ねた結果によるものです。 本議案は、このたび新体制となった農業委員会において、2ページに掲載しております候補者について、農地利用最適化推進委員の委嘱の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたら、挙手をして、先ほどくじにより決まりました議席番号と氏名を告げ、議長の許可の後、起立の上、ご発言をお願いいたします。 質疑はございませんか。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	挙手全員であります。議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。
腰 本 委 員	この名簿についてちょっと質問があるのですが。
議 長	暫時休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	再開します。 先ほどのご意見でございますが、事務局のほうの手違いがあったようでございますので、説明をさせます。
今 岡 係 長	失礼いたします。 先ほどご指摘いただきました、こちらの農地最適化推進委員候補者名簿の高屋第5の項目に記載させていただいております●●様になっておりますが、こちらは間違いで、影山和弘様が正しい記載になります。 また、こちらは訂正させたものを改めて皆様にお配りをさせていただきます。申し訳ございませんでした。
議 長	説明が終わりました。 先ほど採決いたしました●●様は間違いでございますので、ただいま説明がありました影山和弘様に訂正した上での、もう一度採決を行います。 ご異議ございませんか。
	< 異議なし >
議 長	挙手をお願いします。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございました。 挙手全員であります。 それでは次に、次第10の担当地域の決定に入ります。 事務局の説明を求めます。
今 岡 係 長	それでは、資料番号の1番、農業委員担当地域（案）をお手元にお配りしておりますので、ご覧ください。資料番号の1番になります。 こちら、以前は各地域の代表として、農業委員は選挙で選出されておりましたが、法改正によりまして、市内全域を通じて募集させていただく形に変わっております。このため、農業委員の方々は、本来お一人お一人がそれぞれ市内全域に責任を持って活動をされ

今岡係長	ることとなるものでございます。 しかしながら、農地利用の最適化を図るという主要な業務を、各地域の推進委員さんと連携して進めていただくためには、農業委員の方々におかれましても、主として活動する地域を分担し、あらかじめ定めておいたほうが効率的だと考えられます。 そうした意味合いで、各委員の方がよくご存じと思われるお住まいの地域を基本とした地区割りの案を事務局として作成いたしましたので、お手元の資料でご確認いただきたいと思ひます。 なお、この資料は、あくまで事務局において作成したもので、居住地域が重複する委員さんもおいらっしゃいます。正式には、16日に予定しております農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの全体研修会で各地区単位でご協議いただき、担当地域を決定いただく予定としております。したがひまして、本日は各自資料を持ち帰りいただき、内容をご確認いただければと思ひます。 説明は以上でござひます。
議長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にありましたように、農業委員の担当地区については、農地利用最適化推進委員さんとの全体研修において、各地区単位で協議、決定いただくようになっております。したがひまして、本日は各自お持ち帰りいただき、内容をご確認いただければと存じますので、よろしくお願ひをいたします。 次に、次第11、その他ですが、事務局のほうで何かあればお願ひします。
	< なし >
議長	次に、委員の皆様から何かありましたらお願ひをいたします。 ありませんか。
	< なし >
議長	それでは、次回の6月通常総会でござひますが、6月29日月曜日午後2時から行ひますので、午後2時ですからお間違ひのないようにご出席いただきますようお願ひいたします。 開催場所については、後日改めて文書で通知させていただきます。 以上、初総会を終了いたします。 ご審議、誠にありがとうございました。 なお、引き続き事務局から任用に係る事務手続について説明がありますので、もうしばらくお待ちください。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 1番 山崎 拓人 委員 2番 高尾 昭臣 委員